

松子保第 259 号  
令和 2 年 6 月 11 日

保育施設等に児童が在籍する  
保護者の勤務先事業者の事業主様

松戸市長 本郷谷 健次  
( 公 印 省 略 )

### 保育施設の利用について (お願い)

日頃より、本市保育行政にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる保育施設の対応として、これまで、在宅勤務などの特段のご配慮をいただき、保育施設では、子ども同士の接触の機会が低減し、感染拡大防止の取り組みができたことに感謝申し上げます。

このたび、感染拡大防止と社会経済活動の両立を持続的に進めていくことから、市内保育施設は令和 2 年 6 月 15 日 (月) から通常保育を実施することといたしました。今後も引き続き、感染拡大防止の取り組みを行ってまいります。保育施設は、乳幼児が生活する特性から、濃厚接触の機会等が多く、3つの密(密閉、密集、密接)を避けることが困難な場でもあるため、不安を抱く保護者の声も寄せられているところです。

事業主の皆様におかれましては、引き続き保育施設等に在籍する児童の保護者の勤務について、在宅勤務などの特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

〈問合わせ先〉

松戸市 子ども部 保育課

松戸市根本 387 番地の 5

TEL 047-366-1111 (内線 5326)

FAX 047-365-1009